

官報

号外

昭和五十六年五月二十日

○第九十四回 参議院會議録第十九号

昭和五十六年五月二十日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十九号

昭和五十六年五月二十日

午前十時開議

第一 会期延長の件

第二 脱税に係る罰則の整備等を図るための国
税関係法律の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

日程第一 会期延長の件

議長は、会期の延長について議院運営委員会に
諮りましたところ、会期を来る六月六日まで十七
日間延長すべきであるとの決定がございました。
会期を十七日間延長することに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、会期は十七日間延長することに決しま
した。

○議長(徳永正利君) 日程第二 脱税に係る罰則

昭和五十六年五月二十日 参議院會議録第十九号

の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といた
します。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長中
村太郎君。

審査報告書

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関
係法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月十五日

大蔵委員長 中村 太郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、税務執行面における租税負担の
公平の確保に資するため、今次の税制改正の一
環として、所得税等の脱税犯に係る法定刑の長
期の引上げ及び公訴時効期間の延長並びに国税
の更正、決定等の制限期間の延長を図るほか、
所要の規定の整備を図ろうとするものであつ
て、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につい
て配慮すべきである。

一、脱税の調査に当たっては、法令の理解度、
脱税の意思の程度等の相違に配慮し、納税者
の立場をも十分尊重して対処すること。

一、今回の改正により延長された更正、決定等
の制限期間にかかる調査に当たっては、原則
として高額、悪質な脱税者に限り、いたずら
に調査対象、範囲を拡大するなど、中小企業
者等に無用の混乱を生ずることのないよう特
段の配慮をすること。

一、所得発生時期から相当期間経過して更
正、決定等が行われる場合、直ちに納税する
ことが困難となる納税者を救済するため、納
税緩和制度の弾力的運用に努めること。

一、保存期間が延長される青色申告者の帳簿書
類の範囲については、中小企業者等に過重な
負担とならないよう、最少限度のものとする
こと。

右決議する。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関
係法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年五月七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関
係法律の一部を改正する法律案

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税
関係法律の一部を改正する法律

(国税通則法の一部改正)

第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六
号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第四号を削り、同項第五号中

「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号
とし、同条に次の一項を加える。

5 偽りその他不正の行為によりその全部若し
しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若
しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該
国税に係る加算税及び過怠税を含む)につい
ての更正決定等又は偽りその他不正の行為に
より当該課税期間において生じた純損失等の
金額が過大にあるものとする納税申告書を提
出していた場合における当該申告書に記載さ
れた当該純損失等の金額(当該金額に關し更
正があつた場合には、当該更正後の金額)に
ついての更正は、前各項の規定にかかわら
ず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応
じ、当該各号に掲げる期限又は日から七年を
経過する日まで、することが出来る。

一 更正又は決定 その更正又は決定に係る
国税の法定申告期限(還付請求申告書に係
る更正については、当該申告書を提出した
日)

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係
る賦課決定 当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課
税方式による国税に係る賦課決定 その納
税義務の成立の日

第七十二条第一項中「日とする」の下に「。次
条第三項において同じ」を加える。

第七十三条第四項を同条第五項とし、同条第
三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の
一項を加える。

3 国税の徴収権で、偽りその他不正の行為に
よりその全部若しくは一部の税額を免れ、又
はその全部若しくは一部の税額の還付を受け
た国税に係るものの時効は、当該国税の法定
納期限から二年間は、進行しない。ただし、
当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経
過する日までの期間内に次の各号に掲げる行
為又は処分があつた場合においては当該各号

昭和五十六年五月二十日 参議院會議録第十九号

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案

六〇八

に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日

二 更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。) 当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日

三 納税に関する告知(賦課決定通知書が発せられた国税に係るものを除く。) 当該告知に係る納税告知書が発せられた日(当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日)

四 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収等による国税の納付 当該納付の日

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法昭和四十年法律第三十三号の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第二百四十四条第一項中「各本条」を「当該各条に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二百三十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法昭和四十年法律第三十四号の一部を次のように改正する。

第一百五十九条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第一百六十四条第一項中「第一百五十九条」を「第

百五十九条第一項に、「各本条」を「当該各条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により第一百五十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「三年」を「五年」に改める。

第七十一条中「法人の代表者」を「法人(第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者(当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。)」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「各本条」を「当該各条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により第六十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 第一項に規定する社団又は財団について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(酒税法の一部改正)

第五条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中「罰する外」を「罰するほか」に、「各本条」を「当該各条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十五条第一項の違反行為に

つき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各条の罪についての時効の期間による。

(砂糖消費税法の一部改正)

第六条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第三十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(揮発油税法の一部改正)

第七条 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「免かれ」を「免れ」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十七条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(地方道路税法の一部改正)

第八条 地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「同条」を「当該各条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油ガス税法の一部改正)

第九条 石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

時効の期間による。

(石油税法の一部改正)

第十条 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(物品税法の一部改正)

第十一条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第四十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(トランプ類税法の一部改正)

第十二条 トランプ類税法(昭和三十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第三十七条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(入場税法の一部改正)

第十三条 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「詐偽」を「偽り」に、「免かれ」を「免れ」に改める。

第二十八条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(取引所税法の一部改正)

第十四条 取引所税法(大正三年法律第二十三号)

の一部を次のように改正する。

第二十條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項又ハ第十八條後段ノ違反行為ニ付法人又ハ人ニ罰金刑ヲ科スル場合ニ於ケル時効ノ期間ハ各本条ノ罪ニ付テ時効ノ期間ニ依ル

(關稅法の一部改正)

第十五條 關稅法昭和二十九年法律第六十一號

の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「次項」を「第三項」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條に次の一項を加える。

3 偽りその他不正の行為により關稅を免れ、又は關稅を納付すべき貨物について關稅を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る關稅についての第一項各号又は前項各号に掲げる更正、決定又は賦課決定は、これらの規定にかかわらず、法定納期限等から七年を経過する日まで、することが出来る。

第十四條の二第二項中、「關稅法第九條第二項申告納稅方式による關稅の納付」を「關稅法第九條第二項(申告納稅方式による關稅の納付)と、同條第三項中「國稅」とあるのは「關稅」とし、「又はその全部若しくは一部の稅額の還付を受けた」とあるのは「又は關稅を納付すべき貨物について關稅を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「關稅法第十四條第一項に規定する法定納期限等」とし、「納稅申告書」とあるのは「納稅申告に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納稅申告に係る書面」に改める。

第百十七條中「免れる」を「免れるに」、「前條」を「同條」に、「罰する外」を「罰するはかに」改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第百十條第一項から第三項まで(關稅を免れる等の罪)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における

昭和五十六年五月二十日 參議院會議録第十九号

時効の期間は、当該各項の罪についての時効の期間による。

(關稅暫定措置法の一部改正)

第十六條 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六號)の一部を次のように改正する。

第十四條中「各本條」を「当該各條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第十二條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十七條 沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九號)の一部を次のように改正する。

第八十七條第六項中「及び前二項」を「第四項及び第五項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律の一部改正)

第十八條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七號)の一部を次のように改正する。

第二十五條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十三條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(國稅の更正、決定等の期間制限に関する経過措置)

第二條 改正後の國稅通則法第七十條の規定は、この法律の施行後に同條第五項各号に掲げる期限又は日が到来する國稅(國稅通則法第二條第一号に規定する國稅をいう。以下この條及び次條において同じ。)について適用し、この法律の施行前に当該期限又は日が到来した國稅に係る國稅通則法第五十八條第一項第一号に規定する更正決定等を行うことができる期間については、なお従前の例による。

(國稅の徵收權の消滅時効に関する経過措置)

第三條 改正後の國稅通則法第七十三條の規定は、この法律の施行後に國稅通則法第七十二條第一項に規定する法定納期限が到来する國稅について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限が到来した國稅の徵收權の時効については、なお従前の例による。

(國稅及び輸入品に対する内國消費稅の更正、決定又は賦課決定の期間制限及び徵收權の消滅時効に関する経過措置)

第四條 改正後の國稅法第十四條(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(以下この條において「徵收法」という。))第二十條において準用する場合を含む。及び第十四條の二の規定は、この法律の施行後に國稅法第十四條第一項(徵收法第二十條において準用する場合を含む。))に規定する法定納期限等が到来する國稅及び内國消費稅(徵收法第二條第一号に規定する内國消費稅をいう。以下この條において同じ。))について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限等が到来した國稅及び内國消費稅に係る改正前の國稅法第十四條第二項及び第三項(徵收法第二十條において準用する場合を含む。))に規定する更正、決定又は賦課決定を行うことができる期間並びに徵收權の消滅時効については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五條 改正後の所得稅法第二百四十四條第二項、法人稅法第六十四條第二項、相續稅法第七十一條第二項、酒稅法第六十二條第二項、砂糖消費稅法第三十九條第二項、揮發油稅法第三十一條第二項、地方道路稅法第七十七條第二項、石油ガス稅法第三十一條第二項、石油稅法第二十七條第二項、物品稅法第四十七條第二項、トランプ類稅法第四十一條第二項、入場稅法第二十八條第二項、取引所稅法第二十條第二項、關稅法第十七條第二項、關稅暫定措置法第十四條第二項、沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律第八十七條第六項及び輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第二十五條第二項の規定は、この法律の施行後にした所得稅法第二百三十八條第一項、法人稅法第五十九條第一項、相續稅法第六十八條第一項、酒稅法第五十四條第一項若しくは第二項若しくは第五十五條第一項、砂糖消費稅法第三十五條第一項、揮發油稅法第二十七條第一項、地方道路稅法第十五條第一項、石油ガス稅法第二十八條第一項、石油稅法第二十四條第一項、物品稅法第四十四條第一項、トランプ類稅法第三十七條第一項、入場稅法第二十五條第一項、取引所稅法第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項若しくは第十九條第一項、關稅法第二十條第一項から第三項まで、關稅暫定措置法第十二條第一項、沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律第八十七條第一項又は輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第二十三條第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

第六條 改正後の相續稅法第七十一條第一項の規定は、この法律の施行後にした同項に規定する違反行為について適用する。

(租稅特別措置法の一部改正)

第七條 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二

六〇九

關稅に關する罰則の整備等を図るための國稅關係法律の一部を改正する法律案

六〇九

六〇九

六〇九

昭和五十六年五月二十日 参議院會議録第十九号

十六号)の一部を次のように改正する。
第七十条の四第十二項第三号中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改める。

〔中村太郎君登壇 拍手〕

○中村太郎君 たいだいま議題となりました脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、税務執行面における租税負担の公平確保に資するため、脱税に係る更正、決定等の制限期間について、現行の五年を七年に延長するとともに、所得税等直接税の脱税犯に係る法定刑の長期について、現行の三年を五年に引き上げるほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、改正の趣旨、中小企業に無用の混乱を生ぜしめぬための配慮、調査・査察のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、近藤忠孝委員より、脱税額が二千万円を超える場合の更正、決定等の制限期間を十年に延長すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたが発言なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、脱税の調査に当たっては、納税者の立場を十分尊重して対処すること等四項目の附帯決議を行っております。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。
〔賛成者起立〕
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時五分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君

鶴岡 洋君	大川 清幸君	和泉 昭雄君	高木健太郎君	桑名 義治君	太田 淳夫君	伊藤 郁男君	塩出 啓典君	原田 立君	柳澤 鍊造君	井上 裕君	三木 忠雄君	田代富士男君	原 文兵衛君	矢追 秀彦君	渋谷 邦彦君	栗林 卓司君	志村 愛子君	多田 省吾君	白木義一郎君	藤井 恒男君	新谷寅三郎君	大石 武一君	江田 五月君	桑 豊君	野末 陳平君	前田 勲男君	井上 孝君	円山 雅也君									
中野 鉄造君	渡部 通子君	馬場 富君	小西 博行君	中野 明君	中村 鋭一君	谷川 寛三君	宮崎 正義君	藤原 房雄君	井上 計君	田代由紀男君	峯山 昭範君	三治 重信君	細川 護照君	鈴木 一弘君	柏原 ヤス君	中村 楨二君	二宮 文造君	小平 芳平君	中尾 辰義君	田淵 哲也君	安井 謙君	青島 幸男君	喜屋武眞榮君	田 英夫君	岩上 二郎君	松尾 官平君	藤井 裕久君	増岡 康治君									
堀江 正夫君	林 寛子君	竹内 潔君	坂元 親男君	林 道君	下条進一郎君	河本嘉久蔵君	片山 正英君	稻嶺 一郎君	中西 一郎君	八木 一郎君	塚田十一郎君	白井 莊一君	源田 実君	藤田 正明君	中村 啓一君	藤井 孝男君	松浦 功君	仲川 幸男君	成相 善十君	板垣 正君	江島 淳君	真鍋 賢二君	熊谷 弘君	北 修二君	金丸 三郎君	堀内 俊夫君	大鷹 淑子君	斎藤栄三郎君	山東 昭子君	斎藤 十朗君	上田 稔君	山崎 竜男君	増田 盛君	丸茂 重貞君	西村 尚治君	蔵内 修治君	木村 睦男君
降矢 敬義君	高橋 圭三君	戸塚 進也君	平井 卓志君	井上 吉夫君	遠藤 要君	金井 元彦君	嶋崎 均君	上條 勝久君	松垣徳太郎君	郡 祐一君	田中 正巳君	熊谷太三郎君	初村清一郎君	高平 公友君	野呂田芳成君	村上 正邦君	福田 宏一君	森山 眞弓君	降矢 敬雄君	岩本 政光君	大河原太一郎君	遠藤 政夫君	田原 武雄君	亀長 友義君	大島 友治君	岡田 広君	亀井 久興君	坂野 重信君	堀木 又三君	古賀雷四郎君	世耕 政隆君	安田 隆明君	町村 金五君	植木 光教君	加藤 武徳君	小澤 太郎君	岩動 道行君
福島 茂夫君	美濃部亮吉君	中山 千夏君	内藤 健君	田沢 智治君	岡部 三郎君	川原新次郎君	衛藤征士郎君	後藤 正夫君	宮田 輝君	中村 太郎君	鳩山威一郎君	目黒今朝次郎君	石本 茂君	長田 裕二君	村田 秀三君	山内 一郎君	安孫子藤吉君	玉置 和郎君	小谷 守君	鈴木 和美君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君	松前 達郎君	高杉 雄忠君	勝又 武一君	丸谷 金保君	佐藤 昭夫君	志苦 裕君	野田 哲君	片山 甚市君	沓脱タケ子君	竹田 四郎君	立木 洋君	小山 一平君	川村 清一君	小笠原貞子君	瀬谷 英行君
山本 富雄君	山田耕三郎君	名尾 良孝君	高木 正明君	大木 浩君	梶原 清君	関口 恵造君	伊江 朝雄君	佐々木 満君	広田 幸一君	夏目 忠雄君	福岡日出廣君	赤桐 操君	鈴木 省吾君	土屋 義彦君	片岡 勝治君	中山 太郎君	楠 正俊君	吉田 正雄君	本岡 昭次君	山田 譲君	下田 京子君	大森 昭君	穂山 篤君	近藤 忠孝君	安恒 良一君	安武 洋子君	矢田部 理君	福岡 知之君	粕谷 照美君	山中 郁子君	和田 静夫君	山崎 昇君	神谷信之助君	小野 明君	西ヶ久保重光君	市川 正一君	青木 新次君

小柳 勇君 藤田 進君
上田耕一郎君
國務大臣 大藏 大臣 渡辺美智雄君

議長の報告事項
去る十五日岐阜県選出議員浅野振君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 吉田 実君 補欠 堀江 正夫君

地方行政委員

辞任 小笠原貞子君 補欠 神谷信之助君

大蔵委員

辞任 大木 正吾君 補欠 坂倉 藤吾君

文教委員

辞任 堀江 正夫君 補欠 吉田 実君

運輸委員

辞任 坂倉 藤吾君 補欠 大木 正吾君

神谷信之助君 小笠原貞子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

商法等の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

商法等の一部を改正する法律案(閣法第六九号)

法律の整理等に関する法律案(閣法第六九号)

銀行法案(閣法第六六号)

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

昭和五十六年五月二十日 参議院会議録第十九号

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七三号)

大蔵委員会に付託

食糧管理法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

農林水産委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

日本学校健康会法案(第九十三回国会閣法第二二号、衆議院議決案)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

老人保健法案(閣法第七四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律案(越智伊平君外四名提出)(衆第九号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(越智伊平君外四名提出)(衆第一〇号)

貸金業の規制に関する法律案(堀昌雄君外八名提出)(衆第三八号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出)(衆第三九号)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

商法等の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

法務委員会に付託

銀行法案(閣法第六六号)

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七三号)

法律案(閣法第七三号)

大蔵委員会に付託

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

社会労働委員会に付託

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案(勝又武一君外一名発議)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

各種手数料等の改定に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約第五〇条(四)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモンテリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和五十四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

昭和五十四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

昭和五十四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

昭和五十四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

昭和五十五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

昭和五十五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

昭和五十五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

昭和五十五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

電波法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

住宅・都市整備公団法案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

第二十四回オリンピック競技大会名古屋招致に関する決議

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

各種手数料等の改定に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案

昭和五十六年五月二十日 参議院會議第十九号 議長の報告事項

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

降書に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案(附法第五十六号)可決報告書

同日内閣から、参議院議員森喜久郎提出防衛関係法の国際的共通性に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員森喜久郎提出アルミ産業の位置づけに関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約第五十条(四)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

電波法の一部を改正する法律

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律

住宅・都市整備公団法

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その三)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その四)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その五)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その六)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その七)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その八)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その九)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十一)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十二)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十三)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十四)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十五)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十六)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十七)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十八)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その十九)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

各種手数料等の改定に関する法律

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律

降書に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律

同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づき昭和五十四年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和五十六年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づき昭和五十五年首都圏整備に關する年次報告書を受領した。

同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十五年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

文教委員 近藤 忠孝君 佐藤 昭夫君

補欠 玉置 和郎君

佐藤 昭夫君 近藤 忠孝君 藤井 恒男君

農林水産委員 小西 博行君 藤井 恒男君

補欠 坂倉 藤吉君

運輸委員 廣田 幸一君 坂倉 藤吉君

補欠 大木 正吾君 廣田 幸一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

全国新幹線整備緊急措置法の一部を改正する法律案(加藤六月九日提出)(衆第三〇号)

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

大蔵委員

藤井 裕久君

補欠

藤田 正明君

佐藤 昭夫君

近藤 忠孝君

文教委員

近藤 忠孝君

補欠

佐藤 昭夫君

藤井 恒男君

小西 博行君

商工委員

藤田 正明君

補欠

藤井 裕久君

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

藤田 正明君

補欠

増岡 康治君

商工委員

藤井 裕久君

補欠

藤田 正明君

建設委員

増岡 康治君

補欠

藤井 裕久君

決算委員

成相 善十君

補欠

村上 正邦君

議院運営委員

村上 正邦君

補欠

成相 善十君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

藤井 裕久君

補欠

下条進一郎君

同日衆議院から、同院は国会の会期を六月六日まで十七日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律案（鳥居一雄君外二名提出）（衆第四一四号）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（鳥居一雄君外二名提出）（衆第四二二号）

大蔵委員会に付託

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案（安井吉典君外八名提出）（衆第四三三号）

農林水産委員会に付託

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「昭和五十五年交通安全事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「昭和五十六年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和五十五年社会保障制度審議会報告書を受領した。

同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和五十五年公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十六年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百八十年の国際労働機関第六十六回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第九十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵政務次官 藤井 裕久君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵政務次官藤井裕久君（同日議長承認）を第九十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

〔参照〕

五月十九日は、会議を開くに至らなかったが、

参照のため左にその会議の日時を掲載する。

五月十九日 午後三時 本会議

昭和五十六年五月二十日 参議院会議録第十九号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
二〇〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五三 四二 代

〒105